



日刊 労千葉

国鉄千葉労働組合

〒280 千葉市要町2番8号(労働組合館)
電話 (鉄道) 千葉 2935・2936番
(公) 千葉 (22) 7207番

90.7.20 No.3256

苦しまぎれの理由なき処分、当局自らテラメを露呈

「暴言」と決めつけ重処分

明日

7月21日

公私決算会

東京

18時

千葉市民会館

JR東日本・千葉支社

たことだけである。

五人の執行委員は、全

員営業へ強制配転され、

すでに二、三年がたつて

いる。「前倒し」は、運

転で行ったことであるに

もかわらず、勤務につ

いていかつたから「責

任が認められる」として

処分する。これほどデタ

ラメな事があるだろうか。

更に、この不当処分は、

当初当局の主張していた

三、一八ストへの処分と

あわせて、昨年の一二、

五・今年の一、一八スト

の処分もひっくりめで強

行している。

七箇月前の一二、五・

半年前の一二、一八への処

分は、三、一八ストだけ

では処分することがむず

かしいことから、三波の

ストを抱きあわせにする

ことで、あたかもこの間

の一連のストが、「違法

デッチあげるみえすいた

ものである。

逆に言うなら三、一八

ストが全く正当に闘われ、

処分自身が不当であるこ

とを証明するものなのだ。

一二、五と一、一八を

理由とするものは、「退

去通告に従わなかつた」

こと、スト破りのJR総

連組合員に「嫌がらせの

発言」「嫌がらせの行為」

を行つたこととされてい

る。だが、スト破り行為

に対する追求することは、

スト参加者として当然の

ことではないのか。スト

破りをみみす指をくわ

えて見ているだけなら、

ストライキは当局とJR

が強行した不当処分は、内
容があきらかになるにつ
れて、その処分の不当性
・デタラメさがますます
鮮明となってきた。

正当なストライキ・争
議行為に対する一切の處
分を許さず、処分撤回、
「スト損賠」粉碎へスト
ライキで闘い抜く体制を
全力でつくりあげよう。

スト当日休
止

スト当日休
止

スト当日休
止

スト当日休
止

七箇月前の当時の
状況、今に
なつて、現

総連のスト破りの前に、
破壊されてしまう。

当局は一言もふれよう

としない(ふれることは
できない)が、清算事業

団一五〇〇名の首切りに

対して、ストライキで闘

うことと、首切りを押し

進めのスト破りを弾劾す

ることとは、あたりまえの

ことである。

今度の処分での特徴に

「千葉労」という用語の

復活がある。千葉支社が

記者会見用にマスコミに

配布した資料に、労働千葉のことを「千葉労」と

称している。

この用語は、八五年一

一、二八分割・民営化反

対第一波前倒しストの時、

ストの威力に恐怖した当

時の労働「本部」革マル

が「労働千葉と出される

と、労働(本部)とまぎ

らわしいから」と国鉄当

局に使わせた、れつきと

した革マル用語である。

今だに革マルとそれに

追随する当局のみが使っ

ているにすぎない。

しかも労働千葉の「申

し入れ」によって、団交

で「今後使わない」と確

認したものなのである。

それをここに来て再び

使いだした中に、今回の

処分が、JR総連革マル

と結託したものであるこ

とが、証明される。

スト破りを行い、今ま

た処分を強要するJR総

連革マルを許すな!

七月二一日の処分抗議

の集会と「デモを成功させ、

不当処分粉碎「スト損賠」

粉碎へ、熱い夏を全力で